

Title	「民之父母」における〈五至〉について
Author(s)	林,啓屏
Citation	中国研究集刊. 2004, 36, p. 98-112
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61164
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「民之父母」における〈五至〉について

上野 洋子 訳)

[凡例]

- 文字は全て新字体に改めた。
- 所については、それを改めた。ては、林氏の原稿に従った。訳者が書き下した箇・独立した引用や本文中の引用文の文章記号につい
- ・訳者注については、(訳者注…)で示した。

ら考察する。古代儒家思想研究の一助となれば幸いであら考察する。古代儒家思想研究の一助となれば幸いであると言えよう。中でも「民之父母」は、古代儒家思想のると言えよう。中でも「民之父母」は、古代儒家思想のると言えよう。中でも「民之父母」は、古代儒家思想のあり深い考察が可能となり、また伝世文献との比較検のより深い考察が可能となり、また伝世文献との比較検のより深い考察が可能となり、また伝世文献との比較検

_

る。

において特筆すべき出来事である。この楚簡群と郭店楚上海博物館蔵戦国楚竹書の公開は、中国古代思想研究

簡との比較検討によって、

古代思想における〈心性論〉

異同は見えるが、これらの伝世文献は後儒の偽作ではな篇、『孔子家語』論礼篇とほぼ類似する。部分的な文字の「民之父母」の内容は、伝世文献の『礼記』孔子閒居

が、〈解釈〉 から論じることとする。 そこで以下、「民之父母」を〈文字〉解釈の相違という点 メージ認識にも影響するという点で、重要なものである。 の異同という問題は、伝世文献の由来に影響こそしない 沿籍 面、ひいては古代中国思想の展開に対するイ に由来するものと言える。 しかし、 文字

る語について伝世文献と異なる箇所が見られる。考釈者 る。その中で、孔子の論が〈五至〉の内容に及ぶと、 の質問に、孔子が〈五至三無〉でもって答えたものであ 濮茅左氏によれば、 「民之父母」は、主に〈民の父母〉の意味を問う子夏 簡文は次のようになる (注1)。 あ

;樂之所至者, 惡(哀) 亦至安(焉), 惡(哀) (礼) 亦至安(焉);豊(礼)之所至者, 楽亦至安(焉) 君子以正, 此之胃 (孔子) 曰:「『五至』 虖(平),勿(志)之所 |:「敢解(問)可 亦至安 (焉);志 (詩) 之所至者, 豊 (謂)『五至』。」 (何)胃(謂)『五至』?」 楽相

父母」の文脈から、〈勿〉字を〈志〉に改めている(注2)。 氏はまた という字について、濮氏は (物) と読んでも通じるとするが、「民之 念念 の誤写と

> について考えてみたい。孔子閒居篇には次のようにある 文献は、この箇所において異同がない。そこで本稿では、 氏のこうした改字は、『礼記』孔子閒居篇と『孔子家語 『礼記』孔子閒居篇のみを取り上げ、「民之父母」の文字 『礼篇とを参考にしたものであろう。これら二篇の伝世

論

礼亦至焉。礼之所至, 至』?」孔子曰、「志之所至, 子夏曰:「『民之父母』, 哀楽相生。」 楽亦至焉;楽之所至, 既得而闡之矣, 詩亦至焉;詩之所至, 敢問何謂 哀亦至 五五

釈するのは必ずしも合理的ではないとする異論も提出さ 孔子閒居篇のこの段では、〈五至〉の冒頭が て別の視点から分析を行い、また〈勿〉を〈志〉 のは、合理的であるかに見える。しかし、この論に対し て、濮氏がこの〈勿〉を伝世文献により〈志〉と改めた あろうとの見解を示す。季氏は次のように述べる(注4)。 とし、「民之父母」の〈勿〉字は〈物〉字に解釈すべきで れている。季旭昇氏は、伝世文献の文字が誤りであろう のに対し、「民之父母」では、〈勿〉となっている。よっ (志) 字と解 である

あるから、読者は〈志〉から〈詩〉、〈礼〉、〈楽〉、〈哀〉 ものと安易に理解した。そのため、更に簡文の第一 である〈志〉を、誤って〈詩〉、即ち「詩は志を言う」 篇、『孔子家語』論礼篇では、原簡における第二の たのである。〈詩〉、〈礼〉、〈楽〉は六経中の三経で らは全て〈之〉の音に従う。故に、『礼記』孔子閒居 (志) いのである。)四者を安易に導き出してしまい、「民之父母」のこ (五至) 〈物〉だと考えられる 〈至〉である〈物〉を〈志〉に改めることとなっ 〈寺〉 〈時〉〈詩〉などとも書かれており、これ が、実は順に段階を踏むものとは考えな ……これにより、 とは同音で、また郭店楚簡 「民之父母」の 中 ற் 全 詩〉

直面した状況と同じく困難なものとなろう。季氏はまた、直面した状況と同じく困難なものとなろう。季氏はまた、と、「民之父母」の解釈は、鄭注や孔疏が解釈を行う際にを、は、と読み誤ることとなり、更には第一の〈至〉でを《詩〉と読み誤ることとなり、更には第一の〈至〉である〈物〉を〈志〉に改めたと。このようになってくるある〈物〉を〈志〉に改めたと。このように考える。季氏の見解は非常に興味深い。氏は次のように考える。季氏の見解は非常に興味深い。氏は次のように考える。

文を基準とし、注釈においても、伝世文献と簡文との 簡文との優劣問題を問題視しないのであれば、「〈勿〉 鄭玄や孔穎達の解釈も空疎な説明にすぎないとも述べ は、「民之父母」のテクストを扱う際、伝世文献 同を説明してしかるべきであった」と(注6)。 つまり濮 ように厳密な研究を行う研究者であれば、その釈文は簡 の中で次のように指 いる(注5)。 〈志〉は、字形上見誤ることはない。もとより、 を重視しすぎたため、簡文の文字を改めてしまった 季氏の 見解以外にも、 摘 している。 即ち、 顧史考氏は最近の 仮に伝世文献 0 濮氏 権威 ع 7 氏 異 の

ころにすること)にも留意すべきだと述べる。 が、そのようにして出土文献を用いる時は、 文献によって改めることの 伝世文献の〈文字〉を変更することにより、 ではなく、〈守旧〉(訳者注…従来の伝世文献を解釈の拠りど 注…出土文献という新資料を積極的に用いること)の方法は、 顧氏は、濮氏に対して異義を唱えるほか、 の〈五至〉に対する従来の解釈をも疑問視する。 のである。中でも季氏は、その論述において、 「民之父母」の〈勿〉字の解釈において合理的ではある 季氏と顧氏との見解は、 濮氏が簡文の 〈妥当性〉に異義を唱えるも 勿》 〈喜新〉(訳者 〈喜新〉 〈喜新 解釈の方向 字を伝 伝世文献 一方、 だけ 世 ようである。

歩踏み込んだ分析が必要となろう。とも関係する重要な問題であるため、これについては一献と伝世文献とを扱う方法意識に関わり、また〈解釈〉に影響を及ぼすものである。一方の〈守旧〉は、出土文

性〉 論 とは限らないが、大体上記 このように区分した両者の境界は、必ずしも明確なもの 見ても同じ〈言語性〉に対して論者が 第二段階の問題である。第一段階の問題点は、 ある。また、〈解釈〉は必然的に かにしなくてはならない。〈テクスト〉は、一種の に取り組むにあたっては、 めてテクストの〈意味〉が明らかとなる。 に対しても必要なものであり、その の視点から見ると、 して論者に るものであり、 してくる。この〈言語性〉という点が第一段階の 法や語意といった言語的技術に関する規範の確立と関係 当然のことながら、 〈意味〉を把握することが解釈の目的となる。 を帯びた材料である。 実は第一段階の問題に集中した議論であるが、 〈主観的な思惑〉の生じる可能性がある(注7)。 第二段階の問題点は、 濮氏の考釈に対する季氏と顧氏 〈解釈〉とは、いかなる〈テクスト〉 したがって、その解釈 まず二段階に及ぶ問題を明ら のように区別できよう。 〈内容〉を伴うため、 〈解釈〉を通して初 〈意味〉 〈客観的〉 しかし、 の 誰の目に 理解に対 これが 〈解釈〉 に考え 問 がは、 (言語 スの異 以上 題で そ 文

> る。 二段階の意味理解という問題にも影響するものと思われ

解は、 す、 我々はそれを伝世文献に基づいて改めているわけである。 書写されているということは な性格が 釈〉は、 ろうか。興味深いことに、〈勿〉を〈物〉としてからの とは異なる思索の道を探し出すことができるのでは なる〈物、 である。 われ、結局は のだろうか。思うに、多くの釈読者は鄭注や孔疏にとら しかし、それが と顧氏の見解が妥当だと考えられる。簡文に を行い、そこに齟齬があるかどうかを検討すれば、 いては暫く考えず、 まず、 即ち、 その点を明確に示していよう (注8)。 しかし、仮に〈解釈〉を〈文献〉そのも 「民之父母」の 際立つものとなっている。次に挙げる季氏の見 意味上の矛盾がないどころか、逆に儒家の素 志、礼、楽、哀〉という五至の順序から解釈 伝世文献の内容や文字という既存のものに 〈古注〉の見解を反復するにとどまるの 〈比較的よいものである〉となぜ言える 簡文の 勿 〈勿〉を〈物〉とすることで 〈客観的事実〉 という字につい であるが、 ては、 勿》 のに なか 季氏

するところをも含めて完全に理解し、〈志〉(……)〈物至〉とは、天地万物の理、当然ながら人民の欲

ある。 ことができるものであり、 礼は外在的な規範であり、 全うさせることができる。 定を制定して人民を正しい方向へ導き、 悪の情を完全に理解することができれば、 が る……これが が少ないと、これにより彼らの て恭敬和楽の状態となりうる……これが かわせ、 同 念志 及び 時 に理 至 楽は、 人民の好悪の情を完全に理解すれ であ 「解しようとすることを指す。 凶を回避させることができ、 〈哀至〉 人民の最も直接的な情感を伝達する る..... である。 天地万物 人民に苦労が多く楽しみ これが〈礼至〉 それを楽で調和して初め 心中の哀痛を理解す の理及び 各々の生を 天地 人民を吉に 〈楽至〉 である。 人民 政策や規 万 この好 それ 物 7 D

而

后動

には うな記述がある(注9)。 や異なるところもあるが、 性を検討したい。 関連箇所を通じて、 するに足る。 確 する季氏の見解に基づき、 かに、 何 ら影響し この季氏の説は、 よって本稿では、 ない。 勿論、 勿) 今本 本稿の考察は、 を〈物〉と解釈することの合理 更に 〈勿〉を〈物〉と解釈すること 説明上大きな矛盾もなく注目 『礼記』楽記篇には、 試みに 『礼記』 〈勿〉を〈物〉 季氏のそれとや 楽記篇に見える 次のよ

> 於物 散;其怒心感者, 凡 廉;其愛心感者, ;其楽心感者, 本在人心之感於物也。 音 上之起, 而 動 故形 由 人心生也。 於声。 其声嘽以緩 其声和以柔。 其声粗以厲;其敬心感者, 是故其哀心感者, ……楽者, 人心之動, ;其喜心感者, 六者非性也, 音之所 使之然 其声噍以殺 由生 其声発以 其声以 也 也 其

氏は、 故に、 人の 以て其の声を和し、 ころと向かい合わなければならない。人民による 同じくして、 の姦を防ぐ。 の表現は、まさしく〈政治〉に通じるものだからである。 区別がある。そこで、 心〉といった変化があるため、発せられる声には自ずと また、心には この段で楽記篇が指摘するのは、次のようなことである。 即ちそれは、 (心) は この記述から窺える思想について次のように考え 楽記篇には続けて、「故に礼以て其の志を道き、 礼 治道を出す所以なり。」とある(法)。 〈哀心〉〈楽心〉〈喜心〉〈怒心〉〈敬心〉 〈物〉に感じて〈動〉き、音声を発する。 楽、 〈道徳が情緒を制御すること〉を起点と 政以て其の行いを一にし、 政、 先王は慎重に人民の〈感〉じると 刑、 其の極は一なり。 刑以て其 〈声音 民心を 労思光

に ある(性)。

符合している。 以皇于天下。四方又勛,必先督之」とある(徳)。この中 ことを示しているのである。また、「民之父母」には「民 れによる感化を受けたものであるし、為政者 が理想とする を補う手がかりとなるであろう。 る点である。このことは、 もそれが 篇において〈物至〉 るということを示しているのである。このように、 目標となることで、 は、「礼楽の原に達する」ことが、「民之父母」の要件や □父母虖, まさにこうした〈世界〉の構築が民の父母の天職である することだからである。そして、「民之父母」の内容は、 の最も重要な任務は、そうした世界を人民のために造営 世界を実現するための文化活動を作ろうとするものだと 〈原〉に近いという点は一致する(音)。つまりこの簡文 そこから規範があり (同民心)、 これは非常に精確な見解である。なぜなら、 (礼楽) を為政者の要務とする点で「民之父母」と という字ついては諸説あるものの、その意味が (礼楽)と関わりながら、 必達於豊楽之茞,以至『五至』以行『三亡』, 〈世界〉 しかし、より重要と思われるのは、 (五至)と〈三無〉とが成し遂げられ の概念が明確に示されており、 とは、〈道徳的価値〉が浸透し、 「民之父母」の 楽記篇には、 秩序のある(出治道) 詳細に論じられ (五至) (民之父母) 0) 理解 楽記 楽記 ってい しか 儒家

> 節, 以行之, 鐘鼓干戚, 王之制礼楽, 病不養, 是故強者脅弱, 能反躬 知 則王道備矣。 人欲者也。 人生而 知, 郷 則是物至而人化物也。 静, 然後好悪形焉。 天理滅 刑以防之。 老幼孤独不得其所。 所以和安楽也。 昏姻冠笄, 所以正交接也。 於是有悖逆詐偽之心, 天之性 人為之節。 衆者暴寡, 矣。 也。 礼、楽、 夫物之感人無窮, 感於物 好悪無節 衰麻哭泣, 人化物也者, 礼節民心, 知者詐愚, 刑、 此大乱之道也。 而 於內, 動 政, 有淫泆作乱 所以節喪紀也 性之欲也。 所以別男女也 楽合民声, 勇者苦怯, 而 四達而 知誘於外, 滅天理 人之好悪無 是故先 記之事。 不悖 而 政 疾 窮

至)、 機を解決するためのものだと言えるのである。 人は物に同化されてしまう(訳者注…〈人化物〉)という危 る。つまり〈礼楽〉 生じた〈好悪〉の ものであり、 楽記篇のこの記述は、 人の心に好悪の情が生じ、 しかもそれは、 (心) 或いは の発生は、 〈礼楽〉 人が 外物が接して 〈情〉 が発生する原因を述べ その節度がなくなると 〈物〉に感じることで に焦点を当てて 孫希旦は、 た

次のよう

と述べるが、まことにその言葉通りである(性) そらく人の好悪の欠点は、大乱の起こるところにある。 情に流されるということをもって述べたものである。お 向にも向かう。そして〈志〉が〈好〉にも〈悪〉にも向 徳の主体性〉という〈好〉の方向のみならず、〈悪〉 向かうものとなる。ならば、〈志〉も〈心〉と同様、 生じるのだから、〈心〉は の之く所〉であるが、この〈心の之く所〉を、孟子のよ 次のように説明できるであろう。 から「民之父母」を考えると、「民之父母」の〈五至〉 た。このように、楽記篇では、〈物至〉 多発させることがあるため、〈礼楽〉が発生するとしてい に感じた後、 これが、礼楽が制定されなくてはならないゆえんである」 教えて好悪の情を安定させ、 〈礼楽〉と関わりながら論じられている。こうした観点 利 . 〈志〉が〈至〉るとある。〈志〉は、古義に従えば 以上のように、楽記篇は 「つている。またこの節は、 即ち、人が〈物〉に感じると、〈心〉には好悪の が思うに、 〈道徳の主体性〉 制御の困難な好悪の情に動かされて弊害を 上文は、先王による礼楽の制定が、 に限らなければ、こうも考えられ 〈好〉と〈悪〉とのどちらにも 〈物至〉に注目し、人は 人の好悪は性にもとづき、 人道の正しきに返すことを 簡文には、〈物至〉 が〈好悪〉 の情や 物 の後 人を の方 は

緒を表現する手段である以上、為政者はそれを通じて人 心〉〈楽心〉〈喜心〉〈怒心〉〈敬心〉〈愛心〉という六種 下和」(楽記篇)することは、貴賎の別の中に、 ととなる。〈楽〉で人民の〈好悪〉の感情を調和し、「上 る社会の基盤となるが、これだけでは最善を尽くした状 とは主に異を分かち、人倫や地位の差異を区分し、条理 行いと感情とを正しく導くべきであることを言う。 況を受けた為政者は、〈礼〉によってそれを治め、人民の 釈できる。 文意は理解できる。 類の情緒を表現する〈仲介〉と考えれば、「民之父母」の は難解に見えるが、〈楽〉(ガク)と読んで、それを 亦至焉」の意味ではなかろうか。「楽之所至者,哀亦至焉」 をもたらす最良の方法である。これが「礼之所至者、 が、秩序ある世界において〈協調〉という役割を担うこ 態とはならない。そこで、〈合同〉をその要とする の明らかなることを追求するものである。これは秩序あ の「志之所至者,礼亦至焉」は、上の〈志至〉という状 たらす可能性があることを理解しておくべきである。 つまり〈志至〉になると、自らを制御できずに災難をも に直面して心に好悪の情を生じ、 かうとすれば、「物之所至者、 即ち、〈民の父母〉 なぜなら、 (為政者) 志亦至焉」は次のように解 (楽) (ガク) が人民の情 それが極まった状態 は、 人民が 楽

と言える。 苦難を理 解釈することは、文意の理解においても合理的なものだ 楽記篇の記述を参考にしつつ、「民之父母」の〈五至〉に 加えてゆく為政者こそが〈民之父母〉なのである。 民の哀痛 ついて検討してきた。このことからも、〈勿〉を〈物〉と 生解し、 ※を理解できるからである。 このように、 自らを正し、人民との接し方にも修正を 以上、 人民 O

解のみならず、 母」と楽記篇とは、 もたらす作用について述べている。このように、「民之父 たものであり(注)、その十一篇中には、魏文侯が〈古楽〉 つ点で共通している。 一方の楽記篇は、もと十一篇であったものが一篇になっ 「民之父母」とは、孔子が子夏の質問に答えるものであ 〈音〉と〈楽〉とを峻別する際、〈楽〉が秩序ある世界に 〈新楽〉を子夏に問う記述が見える。 また、 〈楽〉を含む〈五至〉について論じるものであった。 楽記篇による「民之父母」の解釈は、文意の理 形式面でも合理的 〈楽〉について論じるという形式を持 楽記篇には次のようにある(特)。 なものである。 その中で子夏は、 即ち、

楽者, 夏対日 子夏対曰:「……今君之所問者楽也, 与音相近而不同。」文侯曰:「敢問何如?」子 :「夫古者天地順而四時当, 民有徳而五穀昌, 所好者音也。夫

0

後正 之謂楽。 君臣以為紀綱, 疾疢不作而 六律, ……今君之所好者, 和五声,弦歌詩、 無妖祥, 紀綱既正, 此之謂大当。 天下大定, 其溺音乎!」 頌。 此之謂徳音, 然後聖 天下大定, 人作為父子

上記に続く魏文侯と子夏との対話は、 しくして、天下大いに定ま」った後だと考える。 子夏は、〈楽〉がその作用を発揮するのは、「紀綱既に正 文に呼応する内容となっている(注)。 つまり「礼之所至者、楽亦至焉」のことである。 以下のように、 簡

和也。 詩云:『肅雍和鳴,先祖是聴。』夫肅肅, 濫淫志,宋音燕女溺志,衛音趨数煩志, 文侯曰:「敢問溺 此四者, 夫敬以和, 皆淫於色而害於徳, 者何従出也?」 何事不行?」 子夏対日 是以祭祀弗用也。 敬也。 斉音敖辟喬 :「鄭

動いた後に〈音〉が生じると、その〈音〉の表現は、 とさえ見られている。このことは、 ここで頻繁に現れる、 いうマイナスの意味を持つ語との連結は、 特別なあらわれであることを指すのではなかろうか。 (志) と (淫) 人が (湖) 子夏に 〈物〉に感じて 〈煩〉 〈溺音〉 〈喬〉と

よって、この時 簡文の〈勿〉字は〈物〉字と考えるべきであろう。 は疑いのないものだと考えられる。こうしたことからも、 設定がこの二篇から可能であることから、両者の関連性 父母〉として相応しい人物になるよう勉励したものと考 の道理を十分に会得し、それを〈魏文侯〉に告げ、 れば、「民之父母」の〈子夏〉は、孔子が述べる〈五至〉 上のことから、楽記篇における子夏の見解は、子夏が 之所至者,志亦至焉」と同様な状態であると言える。 えられる。このように、楽記篇と「民之父母」は、 読み手に与えるイメージに矛盾はない。以上の説明によ (楽) について論じる形式を持つ。そして、子夏が を孔子から学び、それを魏文侯に教えたという状況 の道理を会得することを述べた「民之父母」の内容 相通じるものだとわかる。二篇における の 〉(志) の発動も、「民之父母」に言う「物 〈子夏〉 ⟨民の 共に 쥪 余 が DI

との間に大きな相違が生じると考えた(注言)。つまり、 記述も手がかりにすると、〈志、詩、 まで影響を与えることに注目したものである。本稿では、 以上の検討は、 . 前述した、 (勿) 字をどう解釈するかという言語性の問題 第一段階 おおよそ言語性の理解が意味の理解に 哀〉という順序について、楽記篇の あ 問題、即ちここでは、 礼、楽、哀〉の解釈 簡文に

て

う意味 の相違に即し、そのことがもたらす研究の方法意識の する必要があろう。そこで次節では、両者に対する解釈 点を明らかにした今、 が、 第二 の 一段階 理解にまで影響するということである。 の問 題、 次は二つの 即ちここでは 〈五至〉について検討 (五至) の解釈とい 以上

==

題について考える。

は『孟子』の思想に基づくものであり、 るところであり、最近では、龐樸氏も〈民之父母〉の そうすると問題となるのは、〈文献の伝世〉という点であ 解釈上大きな困難もなく、〈言語〉 至〉を〈志、 通部分がありながらもやはり相違がある。しかし、 いう配列方式であり、「民之父母」の簡文と比べると、 っても〈妥当性〉に欠けるということはない。しかし、 〈志〉から始まる配列は、その後の鄭注や孔疏にも見え は、これらの語彙による配列でも一貫した意味をなす 前述の通り、〈勿〉 両者の記載に見えるのは、〈志、詩、礼、楽、 『礼記』孔子閒居篇にせよ、『孔子家語』 詩、礼、楽、哀〉と解している。 を〈物〉と解釈することについては、 的技術という点から言 文意の 論礼篇にせ 氏の解釈 流

詩 ここでは具体的な内容の解釈や評価には触れず、 選択するか、 はどのような態度の選択を行うべきであろうか。 理解可能となる。では、こうした結果を受けて、 識という点に焦点を当てることとする。 行う意識の問題にまで及び、出土文献研究にも影響しよ そこで以下、試みにこの点を整理してみる。 このように、 楽、 哀〉と〈物、 両者を並存させるかという選択は、 〈言語性〉 志、 の技術においては、 礼、楽、 哀〉との ただし、 解釈を 一方を 研究者 方法章 両方が 念

うとしてきた。 は、こうした選択を支持する〈客観的〉 あったため、 るものとなる(注)。このことは、 研究者がこの点に焦点を当てて研究を行おうとするなら 在し、その 頭にあるものである。基本的に、〈テクスト〉の〈発生〉 方を〈正確〉なものとして選択するならば、 、上げることは困難であったため、 まず、もし上述したような見解の中から、 確かに その研究の傾向は、 の伝世においては、 〈テクスト〉の内容が最も古いものとなる。 〈絶対〉 古来より研究者達は、 しか 的な し、それに要する規範的 当然原初的な〈テクスト〉が存 〈客観性〉を持つ。 〈原義〉 〈原初形態〉を重要視す 学術上重要な基 議論も頻繁に行 一定の成果を上げよ なイメージが念 つまり、 その背後に な原則を作 どちらか お $\widehat{\mathbf{v}}$

れば、 しかし、 が存在するという可能性を常に念頭に置くこと、である。 る資料を原初的なものだと即決せず、より原初的なもの 初的な状態がどのテクストにも存在すること、 できる考えは、〈原初的客観性〉という点、 0) よって完全に消失してしまうのだろうか(態)。 題を投げかけたように、伝世文献 顧史考氏が鮑則岳氏に古代文献の整理の原則について問 之父母」の〈勿〉を〈志〉に改めたとも考えられよう。 理する際、「民之父母」よりも更に古い させた場合にも言える。「民之父母」の成立は、『礼記』 に改めて取り組むことは、 られるのか。考えてみると、こうした るという研究は、一体どのレベル 自信を持って主張できるだろうか。仮にそれができなけ 睹していなかったとは断言できないのであり、 てきた。 『孔子家語』以前と考えられるものの、 「民之父母」よりも更に古い〈テクスト〉によって、「民 問題を解決する良策はない。 我々が進めている、テクストの原初形態に遡及す 同様のことは、「民之父母」と伝世文献とを対照 我々はこのことを完全に把握していると絶 極めて偶然性に満ちたもの しかし、僅かながら提 の学術活 の権威は、 〈原 〈テクスト〉を目 漢人が典籍を整 初 動 即 出土文献 に位 ち、 的 自分が見 私には 観性 対の も原

かに いわ り 初的客観性〉に近い 釈〉に望みを託し、原初的なテクストを見極めようとす ことである。しかし、その実現が可能かどうかについて、 であり、 なくなってくる。 かに判断 ながら相違もあるため、これら二つの解釈の優劣はにわ とする解釈は、 もしれない。ただし、前節で分析したように、〈勿〉を より原初的 るのだが、テクストの文字に異同があると、どちらが 我々は確信するところがない。そこで我々は った〈テクスト〉に対し、ある種の 客観性〉に回帰しようとすることは、 スト本来の姿がおぼろげなものになってしまう。〈原初的 が経つと、いかなる〈テクスト〉も〈解釈〉の対象とな 2難しい文字を含む二種類のテクストの優劣も判断 こうした難題が生じるのは、 かゆる 解釈者の理解によって異なる〈意味〉 その できない。そうなると、このように優劣の判断 初的客観性〉 〈解釈学的規準〉 ?な性格を備えたものであると考えてしまうか (歴史) 結局 のかが問題となる。そのため我々は、 〈志〉とする解釈と共通 を備 が発生したという〈事実〉 に符合するテクストが(法)、 えたものである。 (原初的客観性) 〈理想〉 既に を持ち、 〈時間〉 部分が を追求する しかし、 〈文字の解 が理想的 が経 テク でき あり 時 確

> だが、 ち二種類のテクストの存在意義を思索するほかない。 じたのかを考え、その現象が意味する学術史的意義 性〉を認め、そこからこうしたテクストの分化がなぜ生 なく(装)、どちらのテクスト解釈に対してもその そうであるが)。 更に言えば、 が並存するという事実を受け入れるほかない(実際既に こうした苦しい立場のもと、 来の姿に戻るということは、 な状況においてこそ、 合理的な 〈原初的客観性〉 合理的 研究者は二種類のテクスト 実際容易なことでは なものとなるためである。 それらの優劣を分けること を追求し、 テクスト本 ない。 即

歷

史

の発生は、〈時間〉の中に置かれるもの

ち、〈言説編制〉下にある多くの 場である。 られることであるが(態)、中でも重要なのは解釈者の立 なる〉意味が付与されるのは、 からである。 その選択は、 ら、二種類のテクストの存在意義をそれぞれ問うという はこの点を次のように分析する(装)。 これは、更なる考察に十分値する論点である。 として見ることに注意しなくてはならない。 〈文章〉 フーコー 前述の通り、〈テクスト〉の解読の 解釈学の発展史における主張とも関連する 〈命題〉 は、 としてではなく、 かつて次のことに注 〈解釈〉 〈声明〉については、 時においてよく見 〈声明〉 目 過程で した。 なぜ 王徳威 **☆** 即 な

껃

どのような事 として検討する際に問うべきなのは、 # いるのかではない。むしろ作者が置かれている立場 人物) 主人となったかを分析することである。 Þ どのような関係によってその人物 が、 が ある書 〈声明主体〉 ,情を論じたか、或いは論じようとして の立場に立ち、その 或い は 典章 〈作者〉 (或いは数人 が (作品) 舍

小 白 して〈優劣〉 は伝写の役割を担うにすぎない。しかし、 られるのは、 この視点に立った時に、 々にできるのは、 となる。)は、なぜ〈勿〉や〈志〉を選択し、 一体何なのか、 〈勿〉或いは〈志〉といった異なる解釈を選択するこ 2世界をどう理解すべきかについ の順序を作ったのか、彼らの が担えるところではない。 一意することである。 の形成において基盤となる独自の世界が存在する点 彼らは別々の 、「民之父母」の作者と伝世文献の作者 の評価を出す術を依然として持たない。 ということになろう。本稿は、両者に対 異なる〈文字〉 〈作者〉という立場に置かれること 一歩踏み込んだ問題として考え ただし、 の解読には、 両者がそれぞれ 〈意味〉するところは ては 彼らが 本 異なる 行稿の 〈異なる〉 意図的 ようか 宝

う

果は、 範の分限と目的に対して、 について実質的な研究に取り組むほか、 な研究手法に直 を生むこととなった。このように、 ある。先に述べた ら、やはり一 古代研究におけるその成果は極めて高 述べた(装)。 を嘆き、 従来未解決となっていた多くの問題が解決されており、 〈二重証拠〉 民国初期の 例である。 これまで述べてきた通り、 古代史研究における という発想は、 種の その言葉通り、 王国維 出土文献と伝世文献との校合を行 面している現在、 「民之父母」と伝世文献との対照もそ 〈理想〉 は、 か にすぎないこともまた事 つて 同等の配慮をする必要があろ ある一定の効力を持ちなが 現在は出土文献によ <u></u>
二重 〈古代史〉 我 依然として多くの疑問 出土資料による新た 証 々はテクス γ.) 拠法〉 解釈 研 しかし、 の 0 究 方法、 F 重 0 つた結 いって、 難 要性を 0 この 内

の —

- 出版社、二〇〇二年)、頁一五八~一六一。(1)馬承源主編『上海博物館蔵戦国楚竹書(二)』(上海古籍
- よって〈五至〉を解釈している。前掲書頁一五九。(物)と読んでも理に適うものだとする。また、鄭玄注に(2)濮茅左氏は、〈勿〉が〈志〉の誤写ではないかとするが、
- 一二七五。
 一二七五。
 一二七五。
 (3)孫希旦撰、沈嘯寰、王星寳点校『礼記集解(下)』巻四十
- 北、万巻楼図書股份有限公司、二〇〇三年)、頁七。(4)季旭昇主編『《上海博物館蔵戦国楚竹書(二)》読本』(台
- 八。(5)季旭昇主編『《上海博物館蔵戦国楚竹書(二)》読本』、頁
- 行われた「経典文化的形成」第五回読書会にて。中国文哲研究所での発表より。二〇〇四年二月二十八日に(6)顧史考「古今文献与史家之喜新守旧」頁五。中央研究院
- この点について再度考察を行ったものでもある。 問題にまで及ぶ可能性があることを指摘した。以下の論は、文字の訓解のみに限らず、解釈する者を主体とする立場の的研究為例」(未刊稿)において、類似する意味の理解は、

- (10) 孫希旦撰、沈嘯寰、王星賢点校『礼記集解(下)』巻三十七 楽記第十九之一、頁九七六~九七七。(5) 孫希旦撰、沈嘯寰、王星賢点校『礼記集解(下)』巻三十
- (11) 労思光氏は、楽記篇の思想は〈道徳が情緒を制御するこ七 楽記第十九之一、頁九七七。
- 一九九六年)、頁六十三を参照。 一九九六年)、頁六十三を参照。 一九九六年)、頁六十三を参照。 一九九六年)、頁六十三を参照。
- (二)》読本』、頁五一六。(12)馬承源主編『上海博物館蔵戦国楚竹書(13)馬承源主編『上海博物館蔵戦国楚竹書(二)』、頁一五六。(12)馬承源主編『上海博物館蔵戦国楚竹書(二)』、頁一五六。
- 孫希旦撰、沈嘯寶、王星賢点校『礼記集解 (下)』巻三十

14

- 楽記第十九之一、頁九八四~九八六。
- 孫希旦撰、 楽記第十九之一、 沈嘯寰、 頁九八五 王星賢点校『礼記集解 (下)』巻三十
- (16) 孫希旦撰、沈嘯襄、王星賢点校『礼記集解(下)』巻三十 楽記第十九之一、頁九七五。「楽」を論じた十一篇を集
- 論」、「楽施」、「楽言」、「楽礼」、「楽情」、「楽化」、「楽象」、 めて一篇としたものが今本楽記篇一篇であり、「楽本」、「楽
- 「賓牟賈」、「師乙」、「魏文侯」の篇がある。

孫希旦撰、沈嘯簑、王星賢点校『礼記集解(下)』巻三十

17

- (18) 孫希旦撰、沈嘯襄、王星賢点校『礼記集解(下)』巻三十 楽記第十九之二、頁一〇一五~一〇一六。
- 楽記第十九之二、頁一〇一六~一〇一七。
- (19) (物、志、礼、楽、哀)を、「楽記篇」の角度から解釈す 専ら〈民之父母〉(為政者)の政治という意味になる。 (志 ると、それは、〈価値世界〉と〈政治秩序〉との連結に及び、
- 的な方向性を重視するものともなろう。龐樸氏はこの点を 界内在化〉という、政治といった外的なものではなく、 主張している。これについては、龐氏「再説"五至三無! って理解することが可能であろうし、その場合は、 礼、楽、哀〉という順序であれば、『孟子』の思想によ 〈価値世

(http://www.bamboosilk.org/Wssf/2003/pangpu 03.htm

疏中的詮釈定位与取向問題」、

頁九一~九二を参照

- 20 同上。
- (21)張鼎国氏は次のように述べる。「〈照原意〉或は 位与取向問題」(『中国文哲研究通訊』第九巻第三期、 た方面に及んで考えることを主とする。」張鼎国「「較好地 実のところ、こうしたことは、一般的に解釈の規準とい 規範の遵守と判断基準の確立を重んじなければならない。 や要求を尊重し、更に解釈を行う過程においては、 持つ解釈学の理論では、解釈によって得た結果が、ある種 限り原本の歴史的背景や作者の心意に照らし合わせてテク 九九年)、頁八を参照 還是「不同地」理解?従詮釈学論争看経典註疏中的詮釈定 の基本的な客観的原則に従わなくてはならず、有効な発表 ストを理解することを示している……。このような考えを の理解は、古典解釈における指標の一つだと言え、 〈照原様 随所で 可能な
- 22 顧史考「古今文献与史家之喜新守旧」、頁八
- (23)〈解釈学的規準〉については、イタリアのEmilio Bettiが げる。第一に〈自主性〉(Autonomie)、第二に〈整身体性 詳細な分析を行っている。氏は、留意すべき規準を四点挙 国「「較好地」還是「不同地」理解?従詮釈学論争看経典註 (Gänzlichkeit)、第三に〈現実性〉(Aktualität)、第四に 〈調適〉(Anpassung)或いは〈校準〉(Abstimmung)。

- 鳳五氏の見解である。 所で行われた「経典文化的形成」第五回読書会における周ので行われた「経典文化的形成」第五回読書会における周ので、これは、二〇〇四年二月二十八日、中央研究院中国文哲
- 経典註疏中的詮釈定位与取向問題」、頁九七~一〇三。(25)張鼎国「「較好地」還是「不同地」理解?従詮釈学論争看
- 九五年)、頁四七。 : 「考掘学」与「宗譜学」」(台北、麦田出版有限公司、一九(名) ミシェル・フーコー著、王徳威訳『知識的考掘』「導読二

いただいた。記して御礼を申し上げる。 今回の翻訳にあたり、大阪大学大学院の于永梅氏に助言を〔付記〕